

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 古手川 正治

1 日 時

令和6年6月25日（火） 午後1時00分から
午後2時07分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

古手川正治、森誠一、志村学、榊田貢、原田孝司、玉田輝義、澤田友広

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

宮成公一郎、小川克己、太田正美

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 五ノ谷精一 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第72号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 第66号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情14について質疑を行った。
- (4) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (5) 令和5年度予算の繰越しについて、豊ちゃく2024について、県道栃野西大山線新蕨野トンネル工事の進捗状況について、安岐ダム再生事業スケジュールについて及び盛土規制法に基づく規制区域について、執行部から報告を受けた。
- (6) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (7) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 小野佐和子
政策調査課調査広報班 主査 甲斐雅俊

土木建築委員会次第

日時：令和6年6月25日（火）13：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

13：00～14：00

(1) 合議案件の審査

第66号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
(大分スポーツ公園使用料の改正)
付託委員会：総務企画委員会

(2) 付託案件の審査

第72号議案 工事委託契約の締結について
(都市計画道路 庄の原佐野線 街路改築工事)

(3) 付託外案件の審査

陳 情 14 県道別府一の宮線の防災工事に関する陳情

(4) 県内所管事務調査のまとめ

①令和5年梅雨前線豪雨の復旧状況について

(5) 諸般の報告

①令和5年度予算の繰越しについて

②「豊ちやく2024」について

③県道栃野西大山線新蕨野トンネル工事の進捗状況について

④安岐ダム再生事業スケジュールについて

⑤盛土規制法に基づく規制区域について

(6) その他

3 協議事項

14：00～14：30

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

古手川委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

また、本日は委員外議員として宮成議員、小川議員、太田議員が出席しています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

まず審査に先立ち、執行部から発言をしたい旨の申出があったので、これを許します。

五ノ谷土木建築部長 古手川委員長をはじめ土木建築委員の皆様には、土木建築行政の推進に向けて懇切丁寧な御指導をいただいていることに改めて深く御礼申し上げます。また委員の皆様には、去る5月8日から6月3日まで延べ6日間にわたり土木建築部の所管事務及び重点事業を調査いただきました。

御指導や御助言をいただいた点は今後の土木建築行政にいかしていきたいと考えています。ありがとうございました。

私からこの場を借りて1件報告があります。レズナックドーム大分の屋根について報道がありましたが、目視点検の結果、屋根の開閉に使うワイヤーロープの一部が老朽化している可能性があります。目視点検では分からない内部をさらに調査し、交換が必要か確認するため、おおむね半年間は屋根の開閉を一時停止して調査したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは本議会の土木建築部関係について、第66号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について及び第72号議案工事委託契約の締結について、計2件の議案を上程しています。これに加え、県道別府一の宮線の防災工事に関する陳情を1件、また県内所管事務調査のまとめとして、委員の皆様にも現場を視察いただいた令和5年梅雨前線豪雨の復旧状況を報告します。そのほか、諸般の報告として令和5年度予算の繰越しなど5件を報告します。

慎重に御審査の上、賛同いただくようお願い

します。

古手川委員長 それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案1件、付託外案件1件及び総務企画委員会から合い議のあった議案1件です。

まず、総務企画委員会から合い議があった議案について審査を行います。

第66号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

高村公園・生活排水課長 第66号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、大分スポーツ公園使用料の改正について説明します。

資料1ページを御覧ください。

左上の現状・経緯等です。大分スポーツ公園の総合競技場は、平成15年4月から陸上競技用のトラック等の供用を開始しました。個人使用の場合、1人1回当たりの使用料を設定するとともに、利用促進の観点から回数券も設定しました。使用料は現行で1人1回100円、回数券は1人11回1,050円です。

一方、サブ競技場は、総合競技場が国体開催要件を備えること等を目的に整備し、平成18年4月から供用を開始しました。個人使用の場合、総合競技場と同額の1人1回当たり100円に設定しましたが、総合競技場ほど繰り返し利用することを想定していなかったため、回数券は設定しませんでした。

続いて資料右上、令和5年度財政的援助団体等監査及び臨時監査での指摘を御覧ください。

令和5年度に実施された監査で、指定管理者である株式会社大宣は、供用を開始した平成18年4月からサブ競技場の個人使用で条例に規定のない回数券を販売し、また県はその事実を把握せず、必要な指導を行っていなかったと指摘を受けました。県では監査後、直ちに株式会社大宣へ指示し、サブ競技場の回数券販売を取り止めています。

続いて資料左下、個人利用の状況・利用者の声等を御覧ください。

利用状況は表のとおり、平成18年度は総合競技場3,578人、サブ競技場2,679人とサブ競技場の方が少ない状況でしたが、ラグビーワールドカップが開催された令和元年度には、総合競技場3,141人、サブ競技場1万6,325人となっています。こうした要因の一つに、総合競技場は行事等による利用不可日数が年間平均41日あり、サブ競技場より約30日間多いことが挙げられます。

その下、利用者の声のとおり、部活動等で両方の競技場を使い分けながら多くの方が繰り返し利用しています。総合競技場は主に大会前の練習で利用する一方、横に駐車場があり荷物を持ち込みやすいことから、サブ競技場は日常的に利用しやすいとの声もありました。現在は総合競技場だけでなく、部活動等を中心とした多数の人がサブ競技場を繰り返し利用しており、回数券のニーズは高いと考えます。

続いて、資料右下の使用料改正案を御覧ください。

近年の利用状況や利用者の声を踏まえ、部活動やクラブ活動の利便性向上やスポーツ振興の観点から、総合競技場と同様にサブ競技場でも回数券を設定します。加えて利用者のさらなる利便性向上のため、両施設で共通して回数券を使用できるようにします。金額は総合競技場と同じく、1人11回1,050円です。

施行日は公布の日です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第72号議案工事委託契約の締結について、執行部の説明を求めます。

秋月都市・まちづくり推進課長 第72号議案工事委託契約の締結について説明します。

資料2ページを御覧ください。

本議案は、左上の位置図に赤で着色した都市計画道路、庄の原佐野線の下郡工区における工事委託契約の締結についてです。

資料下段、事業区間全体図を御覧ください。

本契約は赤で着色したJR豊肥本線をまたぐ橋梁上部工工事のうち、先般の3月議会で議決いただいた橋桁の製作に引き続き、橋桁を架ける工事を行うものです。

資料右上の工事委託内容を御覧ください。

本工事は橋長54メートルの上部工を架けるもので、工事の施工により列車の運転等に危害を及ぼさない対策が必要となり、異常時に速やかに対応できる体制を整える必要があるため、それらが可能な鉄道施設管理者へ工事を委託するものです。

契約金額は9億2,299万2千円、工期は契約締結日から令和8年9月30日までとし、鉄道施設管理者である九州旅客鉄道株式会社と工事委託契約を締結するため議会での承認をお願いするものです。

続いて、資料3ページを御覧ください。

今後の橋梁上部工工事の予定について説明します。

赤で着色した第3橋梁に続き、黄色で着色した本線橋3橋のうち、下郡バイパスをまたぐ第1橋梁の上部工は先週21日に入札公告しました。今後、入札手続が順調に進めば12月議会に上程する予定です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御

質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

次に、付託外案件の審査に入ります。今回は陳情1件です。

陳情1 4 県道別府一の宮線の防災工事に関する陳情について、執行部の説明を求めます。

成瀬道路保全課長 資料4 ページを御覧ください。

本陳情は、由布市湯布院町川上地区の県道別府一の宮線において県道沿いの山から流出した雨水や土砂が県道を越えて下流地区に流出し、民家や農地に被害を及ぼしたことに対策を求めるものです。

別途配布しているA3横の図面を御覧ください。

オレンジ色の実線が別府一の宮線です。この線より下側の薄い紫で着色した部分から、県道を越えて破線で囲った地区に雨水や土砂が流出しました。この件に関して、大分土木事務所は令和2年度から陳情者を含めて協議を重ね、適時対応してきました。

今回は3点陳情がきています。

1点目は、図面に緑色で旗揚げしている箇所です。県道山側の側溝コンクリート蓋を全面グレーチング蓋に取り替え、側溝沿いに歩車道境界ブロックを設置し、土砂水が路面に流出しない対策を講じるものです。この点は要望する延長が約900メートルと長いため、まずは右上の写真1、特に影響が大きい約200メートルのコンクリート蓋を撤去し、山からの水が直接側溝

に入るよう対策しています。その他は状況を見ながら必要に応じて対応していきます。

2点目は、赤で囲った中央の2か所にコンクリート擁壁を設置し、現状の簡易フェンスを鉄骨製の落石防護柵に取り替えるものです。この点はコンクリート擁壁の設計が完了しており、今年4月に陳情者へ説明し承諾を得ています。今後、用地測量及び用地買収を行う予定です。落石防護柵は、現在柵の細かな仕様を検討中です。

3点目は、地域全体の基本防災計画の明確化及び継続的に地元住民との意見交換ができる協議会等の設置です。この点は、大分土木事務所が中部振興局、由布市などの関係機関と連携し、地域全体の防災計画を検討してきました。その中で左下の写真2及び3のとおり、河川や砂防ダムの堆積土砂を撤去しています。さらに、新規の治山ダム整備に向けて中部振興局が測量・設計業務を進めています。

また、由布市は地元自治委員や消防団、地元県議、市議などで組織する水害対策協議会を立ち上げ、令和6年5月に第1回協議会を開催しています。次回の協議会には大分土木事務所や中部振興局も参加し、継続的に協議しながら事業を実施して行く予定です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

太田委員外議員 資料中段に地元の被災者をシャットアウトしたと書いていますが、この協議会には地元の居住者が入るという定義付けがあります。陳情者御本人は福岡に居住しており由布市に住民票がないため、シャットアウトしているわけではないんですが、その協議会に入れないことに不満があるようです。

当然被災者なので、これまでも土木事務所と十分協議しながら対策していますが、ちょうどこの県道下に住居があり、最近では降水量が多くなって雨水だけでなく落石も一緒に落ちてくる

ので。ただ御本人の父親が亡くなって相続もまだ終わっていない状況なので、自分のすべきことを先にしてからと本人には伝えてあります。よろしくお願ひします。

古手川委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに御質疑等もないので、これをもって付託外案件の審査を終了します。

次に、5月8日から6月3日にかけて実施した県内所管事務調査のまとめに入ります。

令和5年梅雨前線豪雨の復旧状況について、執行部に説明をお願いします。

松尾河川課長 令和5年梅雨前線豪雨からの復旧状況を報告します。

資料6ページを御覧ください。

(1) 公共土木施設(県管理分)の復旧状況について、資料左側の表一番下、合計欄を御覧ください。

査定件数266か所に対して5月末時点で259か所、率にして約97%の工事を発注しています。また5月末時点で39か所、率にして約15%の工事が完成しており、今後3月末時点では261か所、率にして約98%の完成を予定しています。右下の写真のとおり、未完成箇所は今年度の出水で再度被災しないよう大型土のうなどで応急措置を行っています。

資料7ページを御覧ください。

(2) 改良復旧事業の進捗状況のうち、①小野川の災害関連事業です。原形復旧箇所は3月に工事を発注しており、現在は護岸工事に着手しています。改良復旧箇所は、秋頃の工事発注に向けて現地測量・詳細設計を実施中です。

続いて、②畑倉地区の緊急地すべり対策事業及び露木川・高内川の緊急砂防事業です。右側の写真のとおり、これらの事業は全て工事に着手しており、令和6年度の完成に向けて進捗管理を行っています。

引き続き、被災された方が一日も早く安心して暮らせるよう復旧・復興に取り組んでいきます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御

質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

大谷土木建築企画課長 令和5年度予算の繰越しについて報告します。

資料8ページを御覧ください。

令和5年度から令和6年度への繰越しに係る限度額について、令和5年第3回、第4回及び令和6年第1回定例会で承認いただきました。

表の右下、太枠で囲んだ合計欄に記載のとおり、限度額は一般会計と特別会計を合わせて695億8,378万6千円です。その下、確定額は509億8,311万6千円で、限度額に占める確定額の割合は73.3%です。これは繰越しの早期承認により、工事着手時期を前倒ししたことで事業進捗が図られたためです。

また最下段の右側のとおり、事故繰越しは14億696万1千円です。これは災害復旧事業や災害関連事業において、令和5年梅雨前線豪雨の再度被害による工事遅延など、やむを得ない事由で事故繰越しとなったものです。

今後も引き続き、施工時期の平準化を図りながら事業執行に鋭意努めていきます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に御質疑等もないので、次に②の報告をお願いします。

瀬戸道路建設課長 豊ちやく2024について報告します。

資料9ページを御覧ください。

豊ちゃくは今後5年間の道路開通目標の公表により、県民への説明責任の向上及び職員の事業進捗管理の徹底などを図るため、平成16年度から実施している取組です。

左の表、豊ちゃく2023の達成状況を御覧ください。

令和5年度は40区間9.7キロメートルの開通目標を掲げて整備に取り組んだ結果、41区間10.3キロメートルが開通しました。

次に右の表、豊ちゃく2024の開通目標を御覧ください。

表の右下に記載していますが、令和10年度までの5年間の開通目標を72区間23.0キロメートルとし、事業スケジュールや期待される効果を示したいと考えています。赤枠で囲ったとおり、令和6年度は31区間7.8キロメートルの開通に向けて工事を進めていきます。

次に、資料10ページを御覧ください。

これは令和5年度に開通した代表箇所をまとめたものです。資料左上の国道500号（明礬工区）や右下の県道四浦日代線（仙水工区）など、41区間10.3キロメートルが開通しました。

最後に、資料11ページを御覧ください。

これは令和6年度に開通予定の代表箇所をまとめたものです。資料右下の県道白杵津久見線（下り松工区）や左下の県道緒方朝地線（上尾塚工区）など、31区間7.8キロメートルの開通に向けて工事を進めていきます。

今後も事業進捗管理の徹底を図り、開通目標の実現に努めていきます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

森副委員長 豊後大野市の緒方朝地線を資料に載せていただき、ありがとうございます。

重要物流道路と主要地点を結ぶ代替・補完路に豊後大野市内で指定されているのは、三重新殿線バイパスと緒方朝地線の二つだけです。三重新殿線バイパスは、豊後大野市の中心部である三重町につながる重要な代替・補完路です。そして緒方朝地線は、豊後大野市民病院のある

緒方町中心部につながる道路であるため、恐らく代替・補完路に指定されていると考えています。

以前も一般質問で取り上げた内容ですが、今緒方朝地線では工事が行われており、工事用信号施設が2か所設置されています。そこを通ると時間的に非常に読みにくいので、地元の方は遠回りするなど工事用信号施設のある道を避けている状況が数年続いています。片側交互通行も数年続いています。土木建築部として、緒方朝地線の代替・補完路としての位置付けをどのように考えているのか、まず1点伺います。

また、計画的な整備を是非きちんと行っていたきたいと思います。この前の県内所管事務調査でも、豊後大野市朝地町綿田に向かう際、わざわざ遠回りして大野町を通り、緒方朝地線を避けて行きました。このような状況が長く続くのはおかしいと考えますが、その点についても伺います。

瀬戸道路建設課長 豊後大野市内の重要物流道路の代替・補完路に指定されている路線について説明します。

まず1点目、代替・補完路の位置付けです。そもそも重要物流道路は、平常時には物流の円滑化に資する道路——特に大型車が円滑に通れる道路整備として、また災害時には災害支援物資が確実に輸送できる災害に強い道路という二つの意味合いで指定されています。そういった観点から、それを補完する代替・補完路も非常に重要な意味を持っていると認識しています。

2点目の計画的整備ですが、なかなか時間がかかっており地元の方にも御心配、御迷惑をおかけしていることはおわびしたいと思います。

一方で、代替・補完路にも予算上の優遇措置があるので、しっかりと活用しながらスピードアップして取り組んでいきたいと考えています。引き続き御支援いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

森副委員長 あえて質疑しましたが、地元の方もいつできるんだと心配していますので、できるだけ代替・補完路の位置付けをうまく活用して、早期整備に向けて御尽力いただきたいと思

います。よろしくお願ひします。

古手川委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに御質疑等もないので、次に③の報告をお願いします。

瀬戸道路建設課長 令和4年9月に契約した県道栃野西大山線新蕨野トンネル工事の進捗状況について報告します。

資料12ページを御覧ください。

本工事は、日田市の県道栃野西大山線で整備を進めている延長750メートルの道路改良事業のうち、トンネル437メートルを含む延長445メートルの工事です。資料下の平面図のとおり、日田市街地側から掘削を開始して昨年12月に完了しました。現在は覆工コンクリートを施工しており、6月20日時点で約260メートル進んでいます。

次に、資料13ページを御覧ください。

本工事で契約金額の減額が見込まれるので、その主な要因について2点説明します。

1点目は、補助工法等の施工延長の変更による1億5千万円の減額です。当工区の地質はクラックが多く、細かく破碎された脆弱な岩盤が分布していると想定していたため、左側の図のように、トンネル上面を掘削前に補強して崩落を防ぐ補助工法の導入やインバートと呼ばれるトンネル下部のコンクリート施工を計画していました。実際に掘削したところ、右上の写真のように想定より強固な岩盤だったため、補助工法等の施工延長を縮減するものです。

2点目は、工期内の労務単価や資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項適用による6千万円の増額です。

全体では約9千万円の減額を見込んでおり、令和6年第3回定例会で金額変更に関する変更契約議案を上程したいと考えています。

また、資料にはありませんが、これまでの常任委員会でも説明した中津日田道路の日田山国

道路第1号トンネル避難坑の工事中断についてです。先日、工事再開に対して地元の合意が得られたため、準備が整い次第、掘削工事を再開することになったので報告します。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

原田委員 予算的に思ったんですが、これはもともと15億円の工事で、インフレスライド条項の適用により6千万円、大体4%ぐらいの増額になっているかと思います。県が発注する工事は大体4%程度の増額が考えられるのかと思っているんですが、いかがでしょうか。

五ノ谷土木建築部長 4%との話ですが、工事によっては今、特に鋼材やコンクリート関係が非常に高騰しています。特にトンネル工事は鋼材とコンクリートを非常に多く使いますので、今回の工事ではこの程度の増額になります。

一方で、それらを余り使わない工事であればそこまでの増額にはなりません。ただ人件費なども上がっていますし、一概に4%ではありませんが、やはりインフレスライド条項を適用する工事は多いです。

古手川委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに御質疑等もないので、次に④の報告をお願いします。

松尾河川課長 安岐ダム再生事業スケジュールについて報告します。

資料14ページ左上の1事業概要を御覧ください。

本事業は安岐川流域の抜本的な治水対策として、国東市安岐町にある安岐ダム既設堤体のかさ上げにより洪水調節容量——洪水時に一時的に貯めることができる容量を現在の165万立方メートルから約1.4倍の約238万立方メートルに増強し、下流域の浸水被害を防止するものです。あわせて現在のダム構造を見直し、ゲート操作を必要としない自然調節方式にする

ことで、ダム管理の省力化と構造の合理化を図る計画です。詳しくは工事内容イメージ図を御覧ください。

左下の2九州における先進事例を御覧ください。長崎県が管理する萱瀬ダムの事例です。安岐ダムと同様の構造で再生事業を実施し、既に運用されています。

右上の3令和6年度の事業内容を御覧ください。

今年度から安岐ダム再生事業として国の補助事業に新規採択されたので、工事实施に向けた詳細な現地測量、地質調査・解析及び堤体の概略設計を実施します。堤体の概略設計及び地質解析は極めて高度な技術力を要するためプロポーザル方式で業務委託先を選定する予定です。

次に、右下の4事業工程表を御覧ください。

今後の設計検討や関係者との協議状況にもよりますが、令和9年度から用地補償、令和12年度から付替道路工事等の補償工事、令和13年度から本体工事に着手し、令和21年度の事業完了を目指しています。国が行う令和8年度の基本設計会議で、堤体設計や施工方法等の技術的審査を受けられるよう計画的に調査検討及び設計業務を行い、関係機関との協議調整を進めていきます。

今後関係者への説明を丁寧に行い、事業の推進に努めていきます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に御質疑等もないので、次に⑤の報告をお願いします。

秋月都市・まちづくり推進課長 盛土規制法に基づく規制区域について報告します。

資料15ページを御覧ください。

まず、左上の1盛土規制法です。土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に宅地造成等規

制法が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法——通称盛土規制法として令和4年5月に公布、昨年5月に施行されました。この法律に基づき、人家等に危害を及ぼし得るエリアを規制区域に指定するため、令和4年度から区域を検討しています。

次に、2規制区域イメージを御覧ください。

二つの規制区域を指定しており、一つは赤線で囲んだ宅地造成等工事規制区域で、市街地や集落、その周辺などの人家等に危害を及ぼし得るエリアです。もう一つは青の点線で囲んだ特定盛土等規制区域で、地形等の条件から人家等に危害を及ぼし得るエリアです。規制区域を指定すると、規制区域内で一定規模以上の盛土等の工事を行う場合にあらかじめ許可が必要になります。

次に、3スケジュールを御覧ください。

旧法による規制区域が大分市と別府市にあるため、経過措置の2年間で新法による規制区域を指定する必要があります。8月にパブリックコメントを実施し、その後法律に基づく手続である規制区域案の公表や市町村への意見聴取を行う予定です。経過措置期間の終了する来年5月までに規制区域を公示するとともに、盛土規制法の規制運用を開始する予定です。

最後に、4規制区域（案）を御覧ください。

水色が宅地造成等工事規制区域、緑色が特定盛土等規制区域です。地形や土地の利用状況、集落の分布等をGISを活用して調査・検討した結果、県下全域が規制区域となる予定です。

隣接する福岡県、熊本県、宮崎県や独自規制区域を指定している大分市と連携して足並みをそろえ、経過措置期間が終了する令和7年5月までに全市町村で規制区域を指定し、規制運用を開始する予定です。

今後国や他県の情報を精査しつつ、先進地域の事例も参考にしながら、令和7年度からの盛土規制法の運用開始に向けて取り組んでいきます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

玉田委員 規制区域内で一定規模以上の盛土を行う場合、あらかじめ許可が必要だとありますが、許可しないこともあるんですか。

秋月都市・まちづくり推進課長 盛土をする場合、盛土の勾配や締め固め度など、擁壁で支える設計条件を付して許可します。その条件を満たさないと許可できません。

玉田委員 では、その条件をクリアすれば許可するということですね。

秋月都市・まちづくり推進課長 条件をクリアすれば許可するようになります。（「分かりました」と言う者あり）

古手川委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

玉田委員 冒頭で五ノ谷部長が話したレゾナックドーム大分のワイヤーの件で、さきほどニュースでは開けたままにしておくとの話でしたが五ノ谷部長の話はそうではなかったもので、開けたままなのか一つ確認します。

また、開閉を一時停止するのは半年間とのことでしたが、この半年間、屋根があるからイベント等を予約したという話はないのか、2点だけ確認させてください。

五ノ谷土木建築部長 まず1点目ですが、私の説明がまずかったと思います。開閉を一時停止するとは、今の状態のまま開きっぱなしで止めるという意味です。すみません、説明が足りませんでした。

2点目、イベント関係は現在調査中ですが、今のところどうしても屋根を閉めなければならぬイベントの報告は上がっていません。そうした御要望があれば御相談させていただき、どう対応できるか検討していく必要があると思っています。

森副委員長 今回の県内所管事務調査ではいろんなお願いをさせていただき、いろんな現場も

見させていただきありがとうございました。

三重新殿線バイパスの現場では、豊後大野土木事務所長との議論の中で、できるだけ早い三重新殿線バイパスの完成に向けてお願いしました。今回、橋梁上部工工事を一般競争入札に付すための公告が6月になされ、20億円以上かかる上部工工事のめどが一つ立ったことを本当にありがたく思っています。できるだけ早く地域の皆さんの思いを実現していただきたいと思っています。

県内所管事務調査の中で、私がつまみとして持っていたのが県営住宅の子育て世帯向け改修で、関係する土木事務所では必ず発言してきました。所管の部局にもお話をいただいた中で、国として異次元の子育て対策を岸田首相が主導して行っており、首相官邸のホームページにも子育て支援メニューの中に公営住宅の子育て支援住宅への改修が明記されています。

その事業を受け、大分県でも今後10年間で500戸の県営住宅を子育て世帯向けに整備していこうとしていました。その矢先、当初は40戸から50戸の改修を予定していたが、国から20戸分しか予算措置されなかったため、今年度は20戸程度しか整備できないと聞きました。これは、私ども土木建築委員会としてもはっきり国にお願いしなければならないと思いましたし、土木建築部からも是非そういった声を国にあげていただきたいのがまず1点です。

もう一つ、熊本県におけるTSMC工場周辺の県道等の社会インフラ整備です。この前の一般質問でも申したとおり、熊本県内の県道・国道を整備するにあたりTSMC工場周辺を優先すると、国土交通省の予算だけでは不足する状況で、熊本県を挙げて内閣府等の予算が取れないかと。地方創生予算では、いわゆる国家プロジェクト級の拠点施設に係る社会資本整備に対して、単年度で60億円が予算措置されています。そのうち半分の30億円が熊本県のTSMC関連に措置されており、周辺の道路や下水道整備が行われることになっています。

これは熊本県だけの話ではなく、シリコンアイランド九州を形成する大分県でも使えない予

算ではないと聞いており、臨海部への道路アクセス整備など大分県の主要プロジェクトに活用できないか考えています。是非そのあたりの研究も早急にやっていただき、大分県が乗り遅れないよう社会資本整備予算を取ってもらいたいと思っていますが、見解を伺います。

五ノ谷土木建築部長 まず1点目、子育て世帯向けの県営住宅改修事業についてです。

現在新たな長期総合計画を策定中ですが、その中で、令和6年度から令和15年度までの10年間で子育て世帯向け住宅を500戸造るとしています。国のこども未来戦略の中でも県営住宅に対して20万戸と数字が出ており、大分県の規模で500戸としています。ですが今委員がおっしゃったように、今年度の予算の付きが悪かったことで、ここは私どももしっかり国に声をあげていきたいと思っています。また今年度中も予算流用等があるので、そちらも国へ積極的に働きかけ、取りにいきたくと思っています。よろしくをお願いします。

2点目、内閣府等の予算についてです。

私は大学が熊本県だったので、今までそのあたりが非常に田舎だったのをよく知っているんですが、TSMC関連で中九州横断道路周辺が渋滞している状況で、熊本県は今道路整備に大変力を入れているところです。

その中で、例えばデジタル田園都市国家構想交付金など国土交通省以外の交付金が用意されているようなので、こちらも御指摘のとおり研究したいと思っています。

いずれにしても、TSMC関連で半導体の大きな波が今来ていますので、シリコンアイランド九州として大分県と熊本県が一体となり、その波に乗り遅れないようしっかり取り組んでいきたいと思っています。

森副委員長 ありがとうございます。是非研究していただきたいと思っています。

私どもも今度、土木建築委員会として国土交通省へ要望活動に行くことになっています。その際にも、今の件について相談しながらしっかり進めていきたいと思っています。特に子育て世帯向け住宅について国土交通省でしっかり述べた

いと思っていますので、是非執行部からもよろしくお願ひしたいと思っています。

古手川委員長 ほかに御意見等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにないので、これをもって土木建築委員会を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

古手川委員長 これより内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 御異議ないので、所定の手続きを取ることにします。次に、県外所管事務調査について事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

古手川委員長 事務局に説明させましたが、何か御意見はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、この行程で決定します。今後細部について変更があった場合は、委員長に御一任願います。

また欠席や別行動となる場合は、その都度早めに事務局に連絡してください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 私から提案です。前回の常任委員会で、中九州横断道路及び九州中央自動車道の話が出ました。宮崎県、熊本県、大分県で構成する九州中央3県議員連盟に入っている議員は、先述の道路関係で総会に参加したり現地を見たりする機会があったのですが、それ以外の議員は九州中央自動車道や熊本県側の進捗状況を見る機会がないと感じました。

予算と日程が許せば、1泊2日くらいで常任委員会の県外調査で現地を視察し、九州地方整備局へ要望に行ってはどうか。

〔委員協議〕

古手川委員長 それでは御賛同いただきましたので、執行部と事務局で調整の上、今後スケジュール調整等したいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で予定されている案件は終了しました。
この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別がないので、これをもって土木建築委員会を終わります。

お疲れ様でした。